

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価書

令和5年2月

尼崎市

本書に掲載した5万分の1、2万5千分の1及び1万5千分の1の地図は、国土地理院発行の電子地形図25000（国土地理院）を複製して情報を追記したものである。

目次

第1章 事業者の氏名及び住所	1-1
第2章 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容	2-1
第1節 事業の名称	2-1
第2節 事業の種類	2-1
第3節 事業の目的	2-1
第4節 事業の位置	2-1
第5節 事業の規模	2-4
第6節 事業計画の内容	2-4
6.1 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯	2-4
6.2 施設整備基本方針	2-5
6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	2-6
6.4 事業開始予定時期	2-27
6.5 その他基本的な諸元	2-28
第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1
第1節 社会の概況	3-3
1.1 人口等	3-3
1.2 土地利用	3-4
1.3 産業	3-6
1.4 利水等	3-12
1.5 都市施設等	3-13
1.6 交通	3-21
1.7 文化財	3-25
1.8 関係法律・条例などによる指定・規制など	3-29
第2節 自然の概況	3-114
2.1 地象	3-114
2.2 水象	3-119
2.3 気象	3-124
第3節 環境の概況	3-127
3.1 大気質	3-127
3.2 騒音・振動	3-139
3.3 悪臭	3-142
3.4 水質	3-144
3.5 底質	3-156
3.6 土壌汚染	3-158
3.7 廃棄物及び資源循環	3-161
3.8 生態系	3-162
3.9 地球温暖化	3-164
3.10 人と自然との触れ合い活動の場	3-166
3.11 景観	3-166
3.12 その他	3-166

第4章 事前環境配慮の内容	4-1
第5章 実施計画書に対する意見の概要及び事業者の見解	5-1
第1節 実施計画意見の概要及び事業者の見解	5-1
第2節 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び 当該見解に基づいて事業者が講じた措置	5-1
第3節 実施計画書の記載事項についての修正	5-4
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1
第1節 環境影響要因の抽出	6-1
第2節 環境影響評価項目	6-2
第3節 調査、予測及び評価の手法	6-6
3.1 現況調査	6-6
3.2 予測	6-10
3.3 評価	6-14
第7章 環境影響評価の結果	7.1-1
第1節 大気質	7.1-1
1.1 調査結果の概要	7.1-1
1.2 予測及び評価の結果	7.1-20
1) 工事用車両の走行に伴う大気質への影響（工事中）	7.1-20
2) 施設の稼働に伴う大気質への影響（供用）	7.1-38
3) 施設関連車両の走行に伴う大気質への影響（供用）	7.1-83
第2節 騒音	7.2-1
2.1 調査結果の概要	7.2-1
2.2 予測及び評価の結果	7.2-10
1) 工事用車両の走行に伴う騒音の影響（工事中）	7.2-10
2) 施設の稼働に伴う騒音の影響（供用）	7.2-18
3) 施設関連車両の走行に伴う騒音の影響（供用）	7.2-34
第3節 振動	7.3-1
3.1 調査結果の概要	7.3-1
3.2 予測及び評価の結果	7.3-9
1) 工事用車両の走行に伴う振動の影響（工事中）	7.3-9
2) 施設の稼働に伴う振動の影響（供用）	7.3-20
3) 施設関連車両の走行に伴う振動の影響（供用）	7.3-31
第4節 悪臭	7.4-1
4.1 調査結果の概要	7.4-1
4.2 予測及び評価の結果	7.4-7
1) 施設の稼働に伴う悪臭の影響（供用）	7.4-7
第5節 水質	7.5-1
5.1 調査結果の概要	7.5-1
5.2 評価の結果	7.5-7
1) 施設の解体・建築に伴う水質（水の濁り、有害物質）への影響（工事中）	7.5-7
2) 施設の稼働に伴う水質（水の汚れ等）への影響（供用）	7.5-9
第6節 地下水質	7.6-1
6.1 評価の結果	7.6-1
1) 施設の解体・建築に伴う地下水質への影響（工事中）	7.6-1
第7節 土壌汚染	7.7-1
7.1 評価の結果	7.7-1
1) 施設の解体・建築に伴う土壌汚染の影響（工事中）	7.7-1

第 8 節 廃棄物	7.8-1
8.1 調査結果の概要	7.8-1
8.2 予測及び評価の結果	7.8-5
1) 施設の解体・建築に伴う廃棄物の影響（工事中）	7.8-5
2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響（供用）	7.8-13
第 9 節 資源循環	7.9-1
9.1 調査結果の概要	7.9-1
9.2 予測及び評価の結果	7.9-5
1) 施設の解体・建築に伴う資源循環への影響（工事中）	7.9-5
2) 施設の稼働に伴う資源循環への影響（供用）	7.9-16
第 10 節 地球温暖化	7.10-1
10.1 調査結果の概要	7.10-1
10.2 予測及び評価の結果	7.10-3
1) 施設の稼働に伴う地球温暖化への影響（供用）	7.10-3
第 11 節 景観	7.11-1
11.1 調査結果の概要	7.11-1
11.2 予測及び評価の結果	7.11-19
1) 施設の存在に伴う景観への影響（存在）	7.11-19
第 8 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	8-1
第 9 章 事後調査の実施に関する事項	9-1
第 1 節 対象事業に係る事後調査の項目及び手法	9-1
1.1 対象事業に係る事後調査の項目	9-1
1.2 対象事業に係る事後調査の手法	9-3
第 2 節 事後調査を行う期間及び頻度	9-5
第 3 節 その他市長が必要があると認める事項	9-5
第 10 章 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解	10-1
第 1 節 準備意見の概要及び事業者の見解	10-1
第 2 節 公述意見の概要及び事業者の見解	10-1
第 3 節 準備審査意見に対する事業者の見解及び 当該見解に基づいて事業者が講じた措置	10-1
第 4 節 準備書の記載事項についての修正	10-4
第 11 章 環境影響評価を行った者の氏名及び住所	11-1
第 12 章 その他市長が必要があると認める事項	12-1
第 13 章 その他	13-1

第1章 事業者の氏名及び住所

(事業者)

事業者の氏名：尼崎市長 松本 眞

事業者の住所：兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

(管理担当部局)

担当部局の名称：尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

担当部局の住所：兵庫県尼崎市大高洲町8番地 電話番号：06-6409-0301

第2章 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容

第1節 事業の名称

尼崎市新ごみ処理施設整備事業

第2節 事業の種類

廃棄物処理施設の建設※

※尼崎市環境影響評価等に関する条例第2条第2号に規定される事業であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定されるごみ処理施設としては「焼却施設」、「リサイクル施設（破碎系）」、「リサイクル施設（資源系）」が該当する。

第3節 事業の目的


本事業は、既存のごみ処理施設である第1工場、第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設（希釈・下水道投入施設）等の老朽化に伴う建替え工事であり、市内の一般家庭及び事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、ごみの中に含まれる資源及び焼却施設におけるエネルギーの回収等を目的とするものである。

第4節 事業の位置

兵庫県尼崎市大高洲町8番地 第1工場跡地



凡例

 事業計画地

1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

N

図 2-1 事業計画地及びその周辺地域

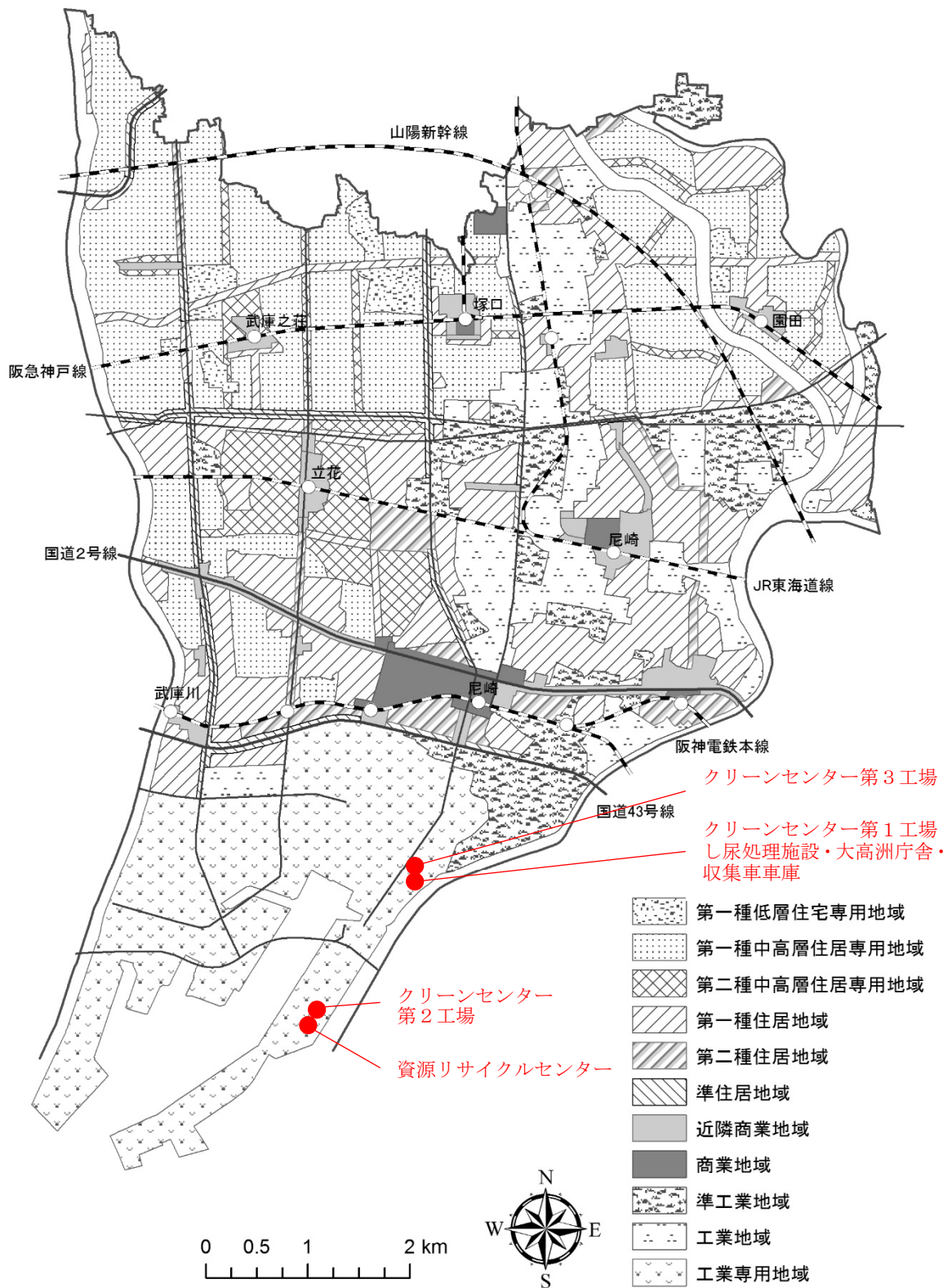


図 2-2 現有施設の位置

第5節 事業の規模

「尼崎市新ごみ処理施設整備基本構想」（平成 31 年 3 月、尼崎市）、「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」（令和 2 年 3 月、尼崎市）及び「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 3 月、尼崎市）を踏まえた施設規模は以下のとおりである。

- 事業の規模
- ・焼却施設 447t/日※
 - ・リサイクル施設（破碎系・資源系） 55t/日※
 - ・し尿処理施設 19kL/日

※尼崎市環境影響評価等に関する条例第 2 条第 2 号の以下の規模要件に該当（し尿処理施設については、同敷地内で実施される関連事業としての位置づけである。）

規模要件：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）のうち、処理能力が 1 時間当たり 4 トン以上であるものの新設（既存の施設を除却して行う新たな施設の建設又は設置を含む。）

第6節 事業計画の内容

6.1 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯

尼崎市のごみ焼却施設である第 1 工場は令和 7 年度まで、第 2 工場は令和 12 年度までの供用を予定している。（第 3 工場は既に稼働を停止している。）第 2 工場は平成 17 年供用開始の施設であり、一般的には稼働開始から 20 年を迎える令和 7 年頃に基幹的設備改良工事を行うことでさらに 10～15 年供用を継続することも可能であるが、令和 7 年度には第 1 工場が全て停止し、第 2 工場 1 号炉及び 2 号炉の 2 炉のみの処理体制となることから、日々発生するごみ処理を継続しつつ基幹的設備改良工事を実施することは困難となる。

そのため、第 2 工場の基幹的設備改良工事は行わず令和 12 年度までの供用とし、令和 13 年度以降は第 2 工場に替わる新ごみ焼却施設の建設を第 1 工場跡地に計画するものである。

現有施設の稼働終了年度と新施設の稼働開始年度は表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 現有施設の稼働終了年度及び新施設の稼働開始年度

現有施設			→		新施設	
種類		稼働終了年度			種類	稼働開始年度
焼却施設	第 1 工場	令和 7 年(2025 年)度	→	焼却施設	令和 13 年(2031 年)度	
	第 2 工場	令和 12 年(2030 年)度				
資源リサイクルセンター		令和 12 年(2030 年)度		リサイクル施設	令和 13 年(2031 年)度	
し尿処理施設		令和 12 年(2030 年)度		し尿処理施設	令和 13 年(2031 年)度	

6.2 施設整備基本方針

施設整備基本方針は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 施設整備基本方針

理念 1：環境保全に配慮し地球温暖化対策に貢献する施設
<p>近年の廃棄物処理施設は、施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による環境影響を小さく抑えることが可能となっている。また、省エネルギー及び高効率発電等、二酸化炭素排出抑制に貢献する技術の開発も進んできている。新施設は、ダイオキシン類等をはじめとする有害物質の環境負荷を低減することが可能な施設とするとともに、本市は環境モデル都市として、廃棄物エネルギー利活用技術及び省エネルギー技術を積極的に採用し、地球温暖化対策に貢献することが可能な施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保全に係る自主基準は、法規制基準よりも厳しいものとする。・地球温暖化対策に貢献するため、施設の省エネルギー化、自然エネルギーの導入、高効率発電技術等の導入等を行い、二酸化炭素排出量を削減する。・ごみ減量、地球温暖化対策等の情報提供及び環境教育に関する設備を導入する。
理念 2：安全・安心・安定的な処理が確保できる施設
<p>新施設は、本市から排出されるごみ処理の全てを担う施設である。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、本市における生活環境及び公衆衛生に重大な影響を及ぼす。新施設は施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができる技術を導入する。・事故が発生しないよう安全性を重視した設計を行うなど万全の対策を講じる。・施設の建設及び運転に当たっては、市民の安心を確保するため、情報公開を行う。
理念 3：災害廃棄物処理への対応ができる施設
<p>東日本大震災の経験を踏まえ、今後東海・東南海・南海地震の発生に備え、環境省では災害廃棄物対策指針が策定された。廃棄物処理施設整備に対する交付金制度では、災害廃棄物処理計画の策定や、災害廃棄物受け入れに必要な設備を備えていることが、交付要件として採用されている。新施設は災害時にも可能な限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理及び災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時に、平常時のごみに加えて災害廃棄物の受入に必要な設備を導入する。・平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備える。・地震や水害により稼働不能とならないよう、耐震化及び機器配置上の対策等を講じた、災害に強い施設とする。
理念 4：経済性に優れた施設
<p>新施設は、市民及び国民の税金により建設・運営されるものである。そのため、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費及び補修費を抑えることによりライフサイクルコストを適正化するとともに、費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の計画、設計及び建設から運営、維持管理及び改修までを含めたライフサイクルコストの適正化を図る。・将来の改修等を考慮した動線計画及び作業スペースを確保し、その際のコストを最小限にできる施設とする。・市の財政負担を軽減するために、環境省の交付金制度を活用できる施設とする。

出典：「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」（令和 2 年 3 月、尼崎市）

6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等

1) 土地利用計画

メーカーヒアリングから想定した施設配置計画は図 2-3 に示すとおりである。

地上部の緑化は、施設周縁部を中心に実施する計画であり、「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」（平成 21 年尼崎市条例第 42 号）に基づき、敷地面積の 10%（約 2,600m²（建物緑地含む））を満たす緑地を確保するとともに、敷地面積の 15%（約 3,900m²（緑地含む））を満たす環境施設（緑地、太陽光パネル等）を確保する。また、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に基づき、利用可能な屋上面積の 20%以上の範囲において、屋上緑化及び太陽光パネルの設置等を計画する。

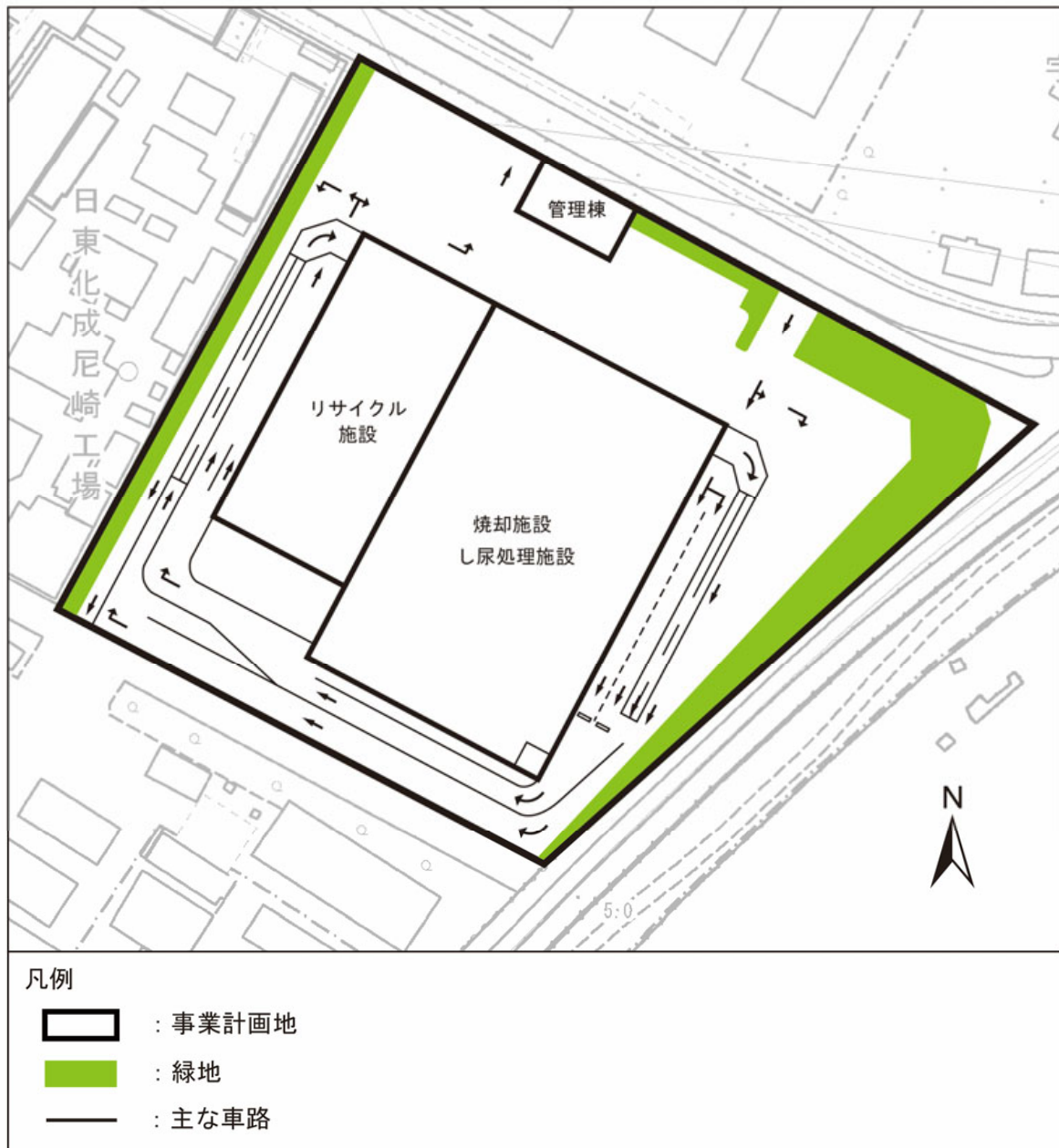


図 2-3 全体施設配置イメージ

2) 施設計画

(1) 施設の概要

本事業で整備を行う施設の概要は、表 2-3 に示すとおりである。

施設規模は、「尼崎市新ごみ処理施設整備基本構想」（平成 31 年 3 月、尼崎市）、「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」（令和 2 年 3 月、尼崎市）及び「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 3 月、尼崎市）を踏まえて設定されたものであり、現有施設と新施設の処理能力の比較は、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-3 整備する施設の概要（種類及び規模）

施設名	規模
焼却施設（ストーカ式焼却方式）	447t/日（149t/日×3 炉）
リサイクル施設（破碎系）	29t/5h（うち破碎設備 17t/5h）
リサイクル施設（資源系）	26t/5h
し尿処理施設	19kL/日

表 2-4 現有施設と新施設の処理能力の比較

現有施設					新施設		
種類		処理能力		稼働状況	種類		処理能力
焼却施設	第 1 工場	第 1 機械炉	150t/日×1 炉	停止済 ^{※1}	焼却施設	149t/日×3 炉	
		第 2 機械炉	175t/日×1 炉	停止済 ^{※1}			
	第 2 工場		150t/日×1 炉	稼働中			
	第 2 工場		240t/日×2 炉	稼働中			
資源リサイクルセンター	破碎施設	70t/5h	稼働中	リサイクル施設	破碎系	29t/5h	
	選別施設	70t/5h		リサイクル施設	資源系	26t/5h	
し尿処理施設		640kL/日 ^{※2}		稼働中	し尿処理施設		19kL/日

※1：第 1 工場の第 1 機械炉及び第 2 機械炉の 1 号炉は停止しており、第 2 機械炉の 2 号炉のみ稼働している。

※2：希釈水を含む。

(2) 施設規模の設定

焼却施設の規模

計画年次（令和13年度）における焼却施設の処理対象及び処理量は表2-5に示すとおりである。

表 2-5 焼却施設での処理対象となる項目及び量

		新施設	現有施設 ^{注)}
		量(t/年)	量(t/年)
1	家庭系燃やすごみ (紙類(受入時分別) ※直接持込分)	65,115 -5	75,514 -5
2	事業系ごみ(可燃)	45,581	50,694
3	大型ごみ(可燃)・臨時ごみ(可燃)	1,994	1,688
4	破砕施設からの転送ごみ (可燃性の大型ごみ・臨時ごみ及び破砕残渣)	5,164	4,565
5	選別施設からの転送ごみ(選別残渣)	1,592	1,572
7	側溝汚泥	48	48
8	不法投棄	12	12
9	し渣・脱水汚泥	192 (し渣 47t, 脱水汚泥 145t)	0 (し渣 0t 脱水汚泥 0t)
合計		119,693	134,088

注) 令和元年度の実績値を示す。

焼却施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

■施設規模算定式（平成15年12月15日付環廃棄対策発第031215002号）

$$\frac{(\text{計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量})}{\text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}}$$

$$= \frac{\text{処理対象量(1日当たり)}}{\text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日当たり処理量目標（計画1人1日平均排出量）

計画収集人口 = 人口推計

実稼働率 = (365日 - 年間停止日数) ÷ 365日 ※年間停止日数は85日とする

調整稼働率 = 0.96 ※故障・一時休止・能力低下による係数

焼却施設の施設規模は表2-6に示すとおりである。

表 2-6 焼却施設の施設規模

		規模	備考
1	焼却施設	447t/日	※主灰・飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)埋立を前提とする。 ※災害廃棄物はその時の処理余力により対応する。

リサイクル施設の規模

計画年次（令和13年度）におけるリサイクル施設の処理対象物及び処理量は表 2-7 に示すとおりである。

表 2-7 リサイクル施設での処理対象となる項目及び量

		新施設	現有施設 ^{注)}
		量(t/年)	量(t/年)
破砕系			
1	家庭系大型ごみ(不燃)・臨時ごみ(不燃)	4,489	3,800
2	家庭系金属製小型ごみ・危険なもの	1,572	1,548
3	事業系ごみ(不燃)	45	46
4	不法投棄ごみ	27	27
破砕系合計		6,133 うち破砕対象 3,530	5,421 うち破砕対象 3,120
資源系			
1	家庭系ごみ(びん・缶)	3,735	5,194
2	家庭系ごみ(ペットボトル)	1,528	
3	事業系ごみ(びん・缶)	218	306
4	事業系ごみ(ペットボトル)	89	
資源系合計		5,570	5,500

注) 令和元年度の実績値を示す。

リサイクル施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

■施設規模算定式（平成4年2月7日付衛環第46号）

$$\frac{(\text{計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量}) \times \text{計画月最大変動係数}}{\text{稼働率}} = \frac{\text{処理対象量(1日当たり)} \times \text{計画月最大変動係数}}{\text{稼働率}}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日当たり処理量目標（計画1人1日平均排出量）

計画収集人口 = 人口推計

計画月最大変動係数 = ごみ種別に、過去5年間以上の収集量の実績を基礎として求める

稼働率 = (365日 - 年間停止日数) ÷ 365日 ※年間停止日数は115日とする

リサイクル施設の施設規模は表 2-8 に示すとおりである。

表 2-8 リサイクル施設の施設規模

		規模	備考
1	リサイクル施設(破砕系)	29t/5h うち破砕設備 17t/5h	※搬入物の計画月最大変動係数=1.16 ※破砕対象物の計画月最大変動係数=1.16 ※規模の小数点以下は切上げとする。
2	リサイクル施設(資源系)	26t/5h	※搬入物の計画月最大変動係数=1.16 ※規模の小数点以下は切上げとする。
合計		55t/5h	

し尿処理施設の規模

計画年次（令和13年度）におけるし尿処理施設の処理対象物及び処理量は表 2-9 に示すとおりである。

表 2-9 し尿処理施設での処理対象となる項目及び量

		新施設	現有施設 ^{注)}
		量(kL/年)	量(kL/年)
1	し尿	780	899
2	浄化槽汚泥（ディスポージャー汚泥含む）	4,183	4,194
合計		4,963	5,093

注) 令和元年度の実績値を示す。

し尿処理施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

■施設規模算定式

$$\text{処理対象量(1日当たり)} \times \text{計画月最大変動係数}$$

※処理対象量(1日当たり) = 年間排出量 ÷ 365日

計画月最大変動係数 = 過去5年間以上の収集量の実績を基礎として求める

し尿処理施設の施設規模は表 2-10 に示すとおりである。

表 2-10 し尿処理施設の施設規模

		規模	備考
1	し尿処理施設	19kL/日	※計画月最大変動係数（し尿と浄化槽汚泥合計）=1.33 ※規模の小数点以下は切上げとする。 ※なお、下水処理施設への圧送は年間250日（昼間8時間）のみとする。

(3) 処理フロー

焼却施設

焼却施設の基本的な処理フローは以下のとおりである。

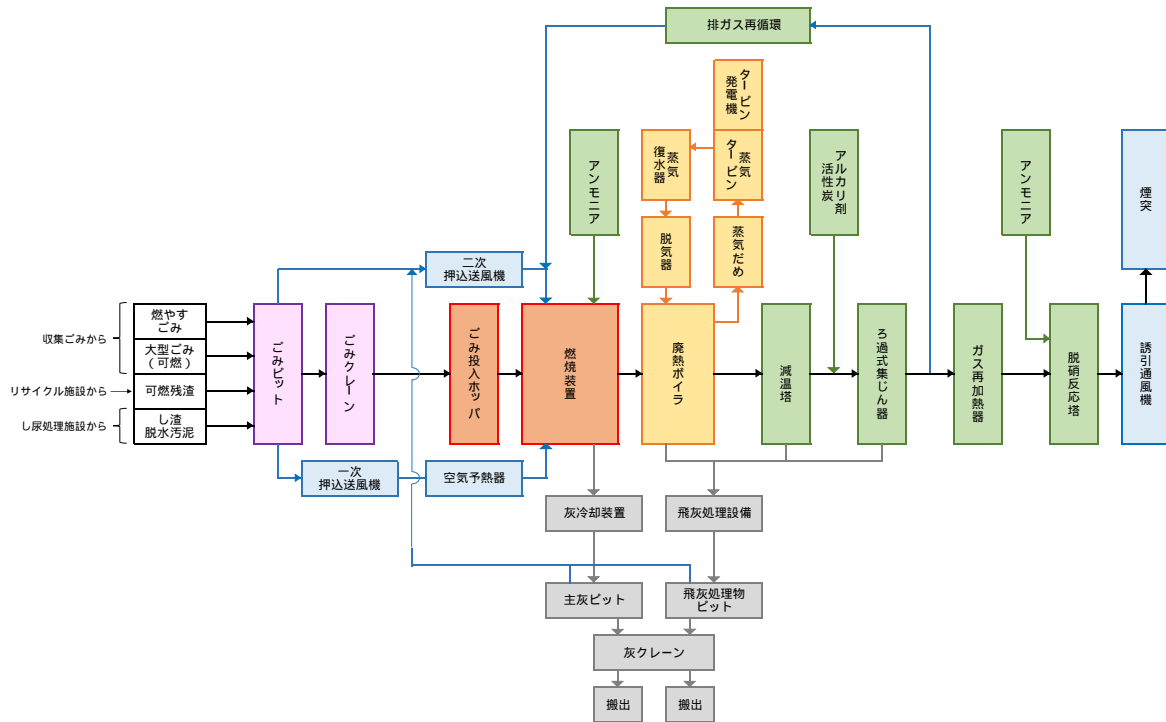


図 2-4 焼却施設の基本的な処理フロー

注) 図中の※は必要に応じて設置する設備を示す。

リサイクル施設

リサイクル施設の基本的な処理フローは以下のとおりである。

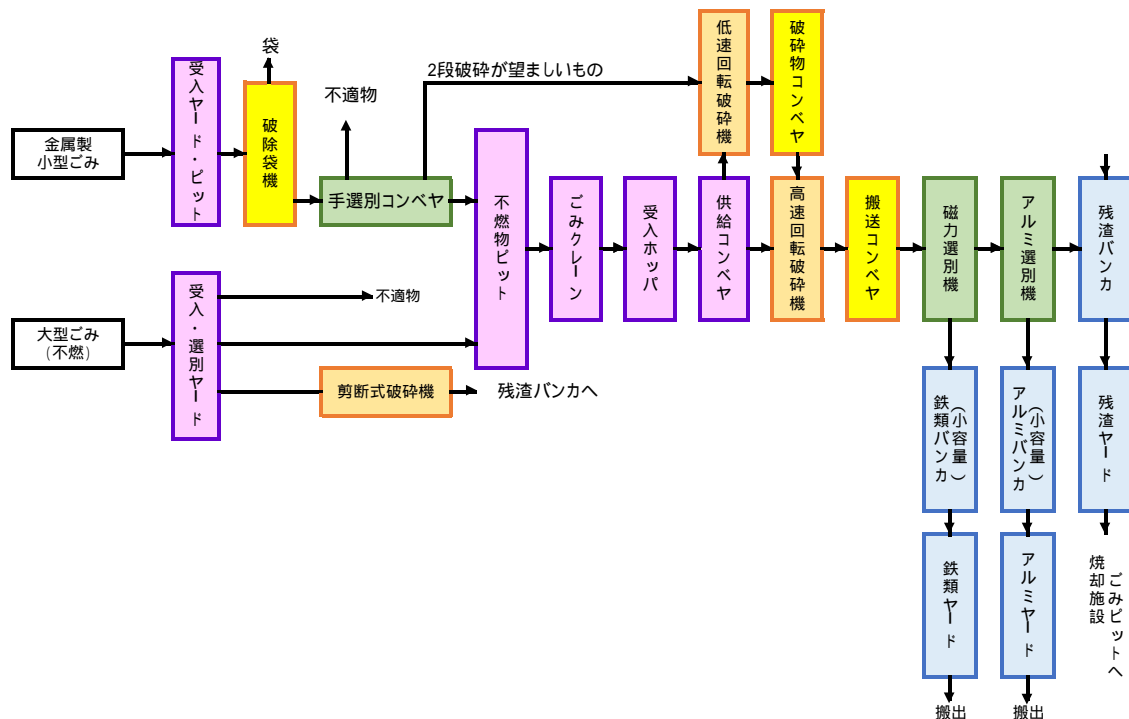


図 2-5 リサイクル施設（破碎系）の基本的な処理フロー

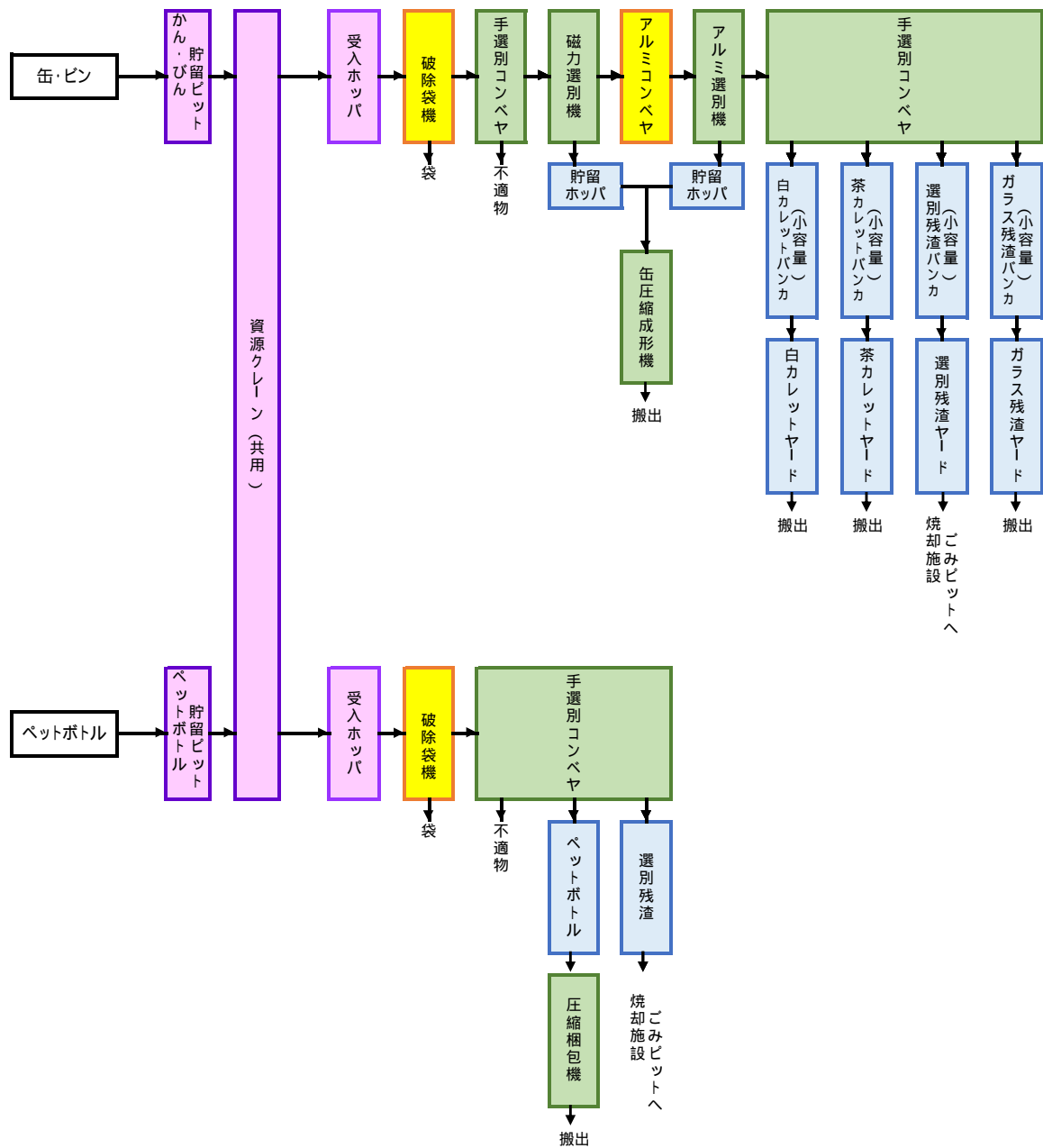


図 2-6 リサイクル施設（資源系）の基本的な処理フロー

注）図中の※は必要に応じて設置する設備を示す。

し尿処理施設

関連事業であるし尿処理施設の基本的な処理フローは以下のとおりである。

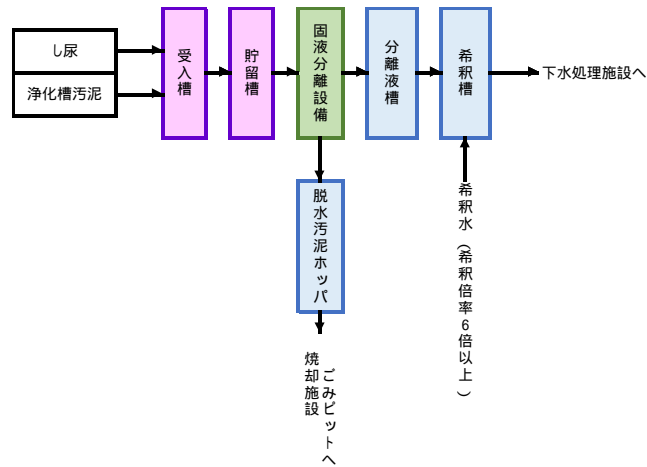


図 2-7 し尿処理施設の基本的な処理フロー

(4) 建屋計画

メーカーヒアリングから想定した建屋断面図、平面図及び建屋立面図は図 2-8 及び図 2-9(1)～(4)に示すとおりである。なお、現在想定している建屋はプラントメーカーへのヒアリングを踏まえて設定したものであり、今後変更が生じる場合がある。

事業計画地内に、焼却施設・し尿処理施設約 100m×約 65m、リサイクル施設約 80m×約 37m、建屋高最高約 41m を計画し、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）とする。焼却施設内のごみピットは、一部を地下構造物として地上から深さ約 8m 程度を掘削するほか、灰ピット等を地階に設置する計画である。また、誘引送風機、ろ過式集じん器、ボイラ等を設置する計画である。

煙突は、現有施設の煙突（約 80m）より低い約 59m とし、焼却施設の南東側に設置することを計画している。

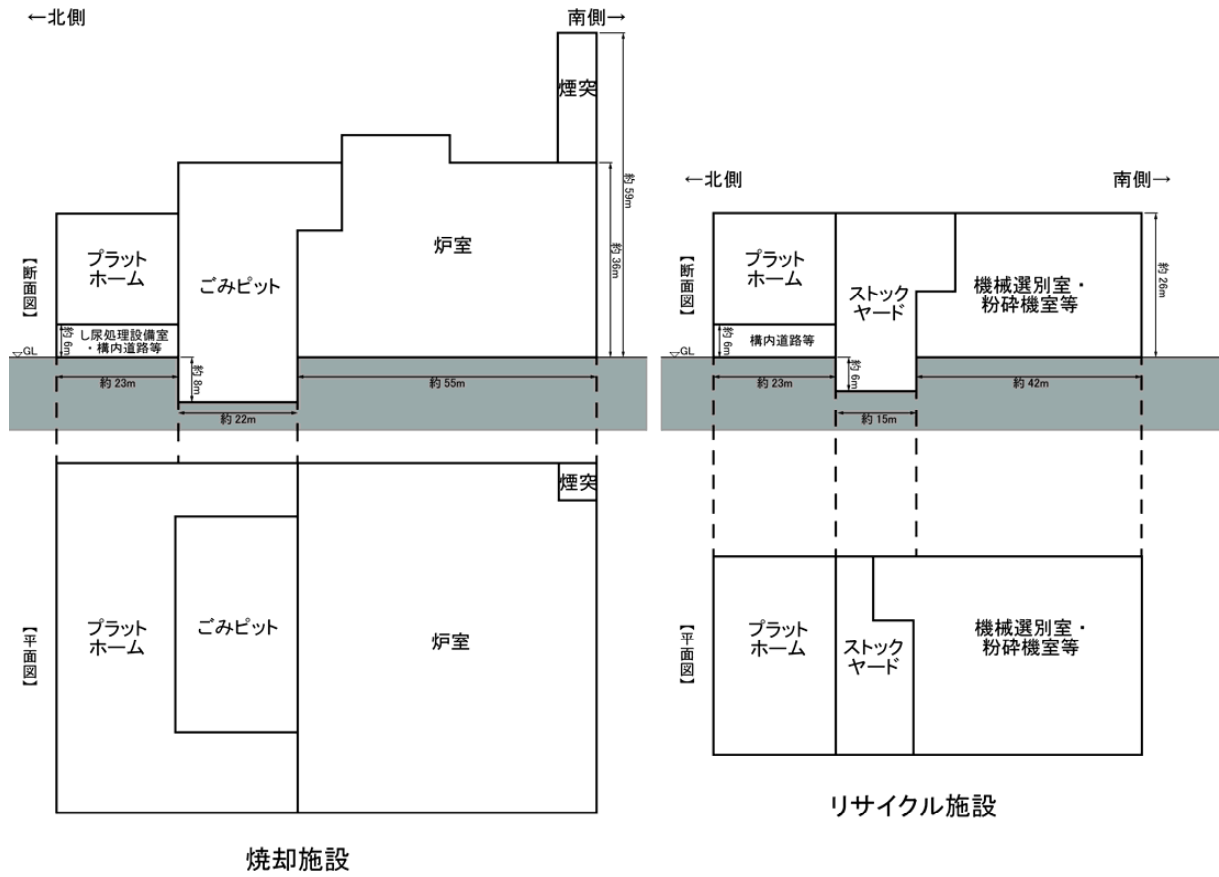


図 2-8 建屋断面図及び平面図（計画）

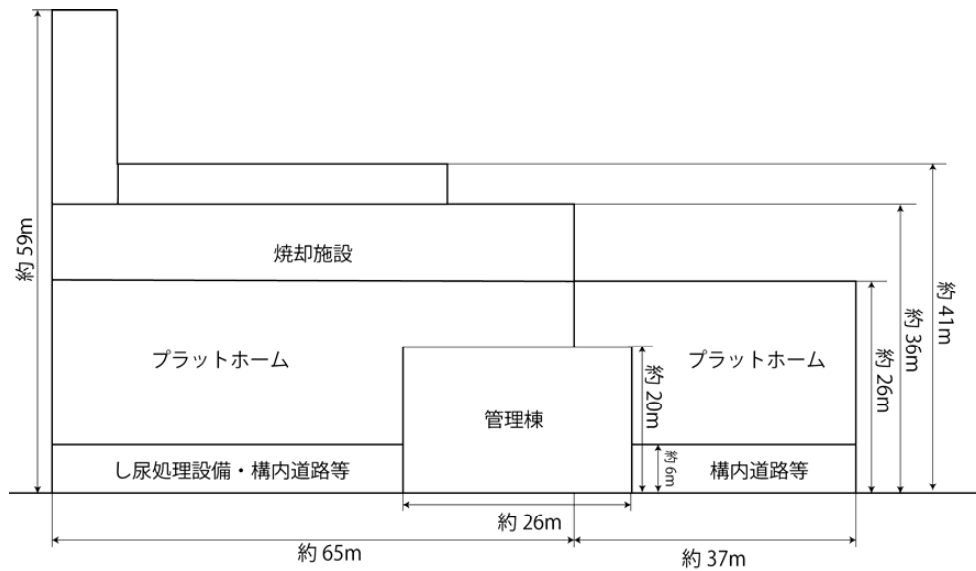


図 2-9(1) 建屋立面図（北側）（計画）

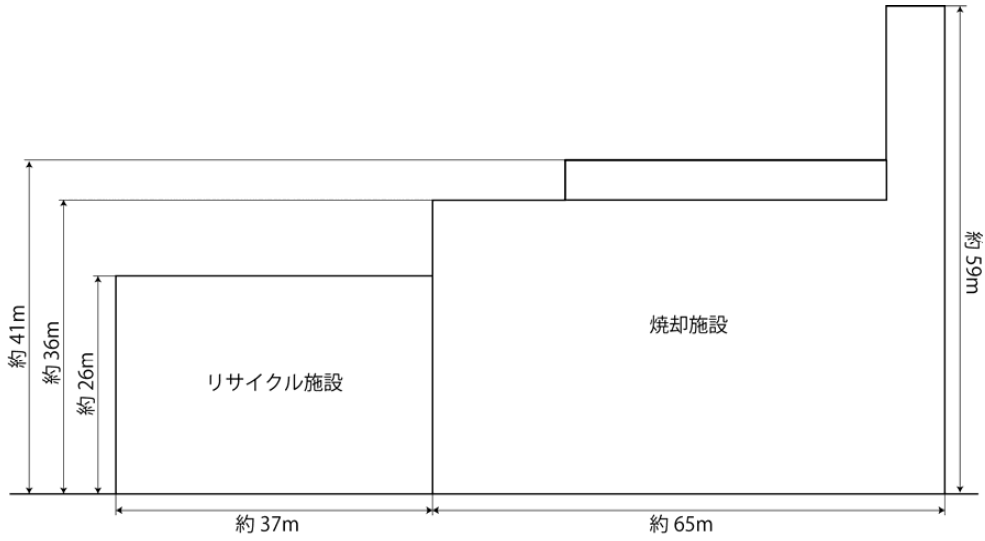


図 2-9(2) 建屋立面図(南側)(計画)

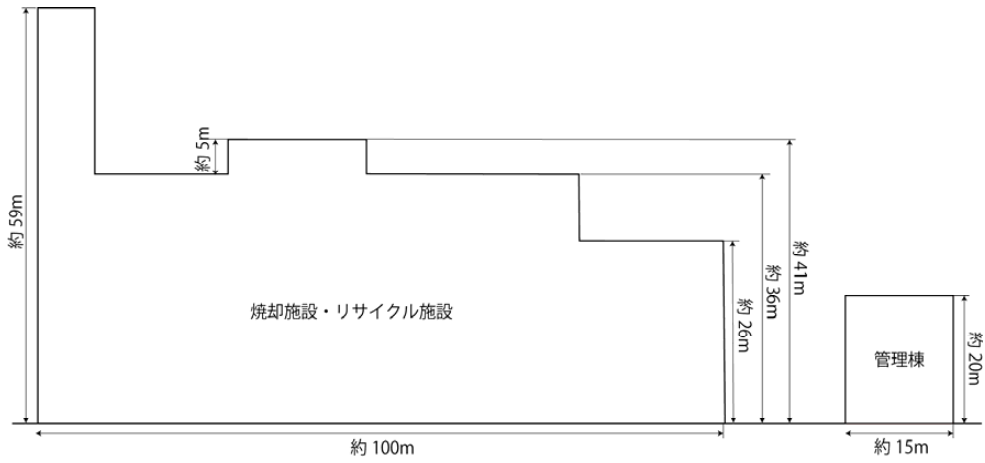


図 2-9(3) 建屋立面図(東側)(計画)

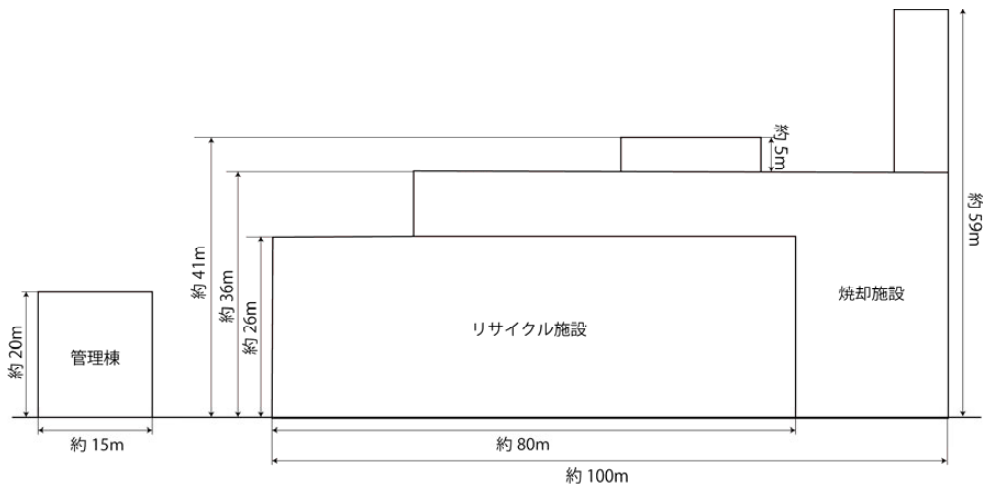


図 2-9(4) 建屋立面図(西側)(計画)

(5) 各処理の概要

焼却施設

i) 受入・供給設備

搬入されたごみは、計量機で計量した後、プラットホームよりごみピット内に投入する。ごみはピット内でごみクレーンにより均質になるように混合・攪拌し、ごみクレーンによってごみ投入ホッパに投入する。

ii) 燃焼設備

ごみ投入ホッパに投入されたごみは、燃焼設備によって焼却処理する。燃焼設備は、給じん装置・燃焼装置・助燃装置等で構成される。

焼却装置では、ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、燃焼後の灰及び不燃物の排出を行う。

iii) 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、ごみの燃焼によって生じた高温の燃焼ガスを安全かつ効率よく処理できるように適正な温度まで降下させるために設置する。冷却方式はごみの焼却熱を有効に回収・利用するため「廃熱ボイラ」とする。本設備は、ボイラ、エコノマイザで構成され、必要に応じて減温塔を設置する。

iv) 排出ガス処理設備

排出ガス中の有害物質を後掲表 2-11 で定める公害防止基準以下となるよう排出ガス処理設備において処理する。

燃焼ガスは、燃焼ガス冷却設備において適正な温度まで冷却された後、有害ガス除去設備（塩化水素、硫黄酸化物）、バグフィルタ（ばいじん、水銀、ダイオキシン類）、脱硝設備（窒素酸化物）等により処理を行う。

v) 余熱利用設備

焼却処理に伴う廃熱は、ボイラによって蒸気とし（エネルギー回収）、蒸気タービン発電機によって発電する。その後、蒸気は蒸気復水設備によって、循環利用する。

vi) 灰出設備

灰出設備によって、焼却灰及び各部で捕集された飛灰をとり集め、搬送・飛灰処理をし、場外へ搬出する。

排出ガス処理設備等で集められた飛灰は、飛灰処理装置で薬剤処理後、処理物ピットに貯留し、場外搬出する。

なお、場外搬出された焼却灰及び飛灰処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、処分を行う。

vii) 排水処理設備

焼却施設等から発生するプラント排水及び生活排水は排水処理設備で処理後、水質汚濁防止法等の基準以下になるように適正に処理を行ったのち、公共水域（河川）へ放流する。

なお、雨水排水は、プラント排水及び生活排水の排水系統と分離し、直接公共水域（河川）へ放流する。

リサイクル施設（破砕系）

i) 受入・供給設備

搬入された不燃ごみは、ごみピット又はヤードに搬入され、ごみはごみクレーンにより受入ホッパに投入する。受入ホッパに投入されたごみは、コンベヤ方式によって搬送される。

ii) 破砕設備

搬送されたごみは、破砕設備によって破砕処理される。破砕設備は、高速回転破砕機のほか、必要に応じて低速回転破砕機を設置する。

iii) 選別設備

磁力選別機、アルミ選別機等の選別設備により、鉄、アルミ類、破砕残渣に分別する。

iv) 貯留・搬出設備

選別されたごみのうち、破砕残渣は焼却施設へ搬送され、焼却処理される。鉄、アルミ類は各貯留バンクにて貯留後、場外へ搬出する。

リサイクル施設（資源系）

i) 受入・供給設備

搬入されたびん・缶、ペットボトルの資源系ごみは、各ごみピット又はヤードに搬入され、ごみはごみクレーンにより受入ホッパに投入する。受入ホッパに投入されたごみは、コンベヤ方式によって搬送される。

ii) 選別設備

搬送された缶は磁力選別機、アルミ選別機の選別設備により、スチール缶、アルミ缶に分別する。びんは手選別コンベヤにより混入した不適物除去及びガラスカレット等選別を行う。ペットボトルは手選別コンベヤにより混入した不適物を除去する。

iii) 圧縮成型・梱包設備

選別されたスチール缶、アルミ缶は缶類圧縮成型機、ペットボトルはペットボトル圧縮梱包機にて圧縮成型・梱包される。

iv) 貯留・搬出設備

選別及び圧縮成型・梱包されたびん・缶・ペットボトルは各ストックヤードに貯留後、場外へ搬出する。

し尿処理施設

i) 受入・貯留槽

し尿・浄化槽汚泥は、受入槽に搬入後、貯留槽へ送る。

ii) 処理・希釈・放流

前処理・固液分離設備により、し渣・汚泥を分離する。分離液は希釈した後、下水処理施設へ圧送する。

iii) 脱水・搬出設備

し渣及び汚泥は脱水処理し、焼却施設で焼却処理する。

(6) 公害防止基準

排出ガス基準

新たな焼却施設が環境保全のために目標とする値（以下「公害防止基準」という。）は、施設整備基本計画において関係法令等の規制値（以下「法規制基準」という。）及び現有施設の公害防止基準を踏まえ設定した。

このうち、大気質に係る新たな焼却施設の法規制基準及び現有施設の公害防止基準は表 2-11 に示すとおりである。新施設の排出ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準は、同表の太枠内に示す値である。

大気質に係る公害防止基準は、現有施設においても大気汚染防止法の排出基準を大幅に下回る公害防止基準としており、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を遵守している。新施設では、現有施設よりも厳しい基準である。

表 2-11 大気質に係る法規制基準値及び現有施設の公害防止基準（焼却施設）

項目	新施設の 公害防止基準	新施設の 法規制基準	第 1 工場公害防止基準 (第 2 機械炉 2 号炉)	第 2 工場公害防止基準
ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	0.04g/m ³ _N 以下	0.03g/m ³ _N 以下	0.02g/m ³ _N 以下
硫黄酸化物 (SO _x)	10ppm 以下	K 値=1.17	15ppm 以下	10ppm 以下
窒素酸化物 (NO _x)	30ppm 以下	250ppm 以下	75ppm 以下	30ppm 以下
塩化水素 (HCl)	25ppm 以下	430ppm 以下	38ppm 以下	25ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.5ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下
水 銀	30 μg/m ³ _N 以下	30 μg/m ³ _N 以下	50 μg/m ³ _N 以下	50 μg/m ³ _N 以下

注 1) 表中の基準値（濃度）は、酸素濃度 12%換算値である。

注 2) 硫黄酸化物に係る K 値規制は、各施設から排出される硫黄酸化物が拡散し、着地する地点のうち、最大濃度となる地点での濃度を、一定の値以下に抑えるという考え方にに基づき、排出口の高さに応じて、硫黄酸化物の許容限度を定める規制方式である。よって、煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。K 値規制は、工場地帯のようなところで、様々な施設がある中で、地域全体として管理することを主な目的としたものである。主に硫黄分の多い重油を多く使っていたバックグラウンドの高い地域の規制を厳しくすることを狙っていたため、地域ごとに規制値が決められている。大気汚染防止法制定当時、煙突があまり高くなく、排出ガス処理技術も現在ほど発展していなかった時代には、局地的な高濃度の二酸化硫黄汚染を防止するために効果的な規制であったが、高煙突化が進み、排出ガス処理設備も発展し、さらに光化学オキシダント及び酸性雨のような広域大気汚染が問題になってきている現在では、必ずしも有効な規制方式とはいえ、他の規制方式との組み合わせが必要とされており、近年は自主基準では濃度基準を採用するごみ焼却施設が多くなっている。

注 3) 水銀は、平成 30 年 4 月から旧施設（現有施設も該当）に 50 μg/m³_N以下が適用された。新施設では 30 μg/m³_N以下が適用される。

排水基準

施設からの排水（プラント排水・生活排水）は、いずれも適正に処理した後、公共水域（河川）への放流を行う計画であるため、排水に係る公害防止基準は表 2-12(1)～(2)に示す値（水質汚濁防止法及び兵庫県条例の基準又は現有施設の公害防止基準）のうち、それぞれ最も低い値（**太枠太字**）とする。

なお、し尿処理施設からの排水は下水処理施設に圧送する。

表 2-12(1) 水質に係る法規制基準及び現有施設の公害防止基準

項目	一律基準 (水質汚濁防止法)	上乗せ基準 (兵庫県条例) 排水量 100～400m ³ 想定	現有施設の 公害防止基準 (第2工場と同値)
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03 以下	0.03 以下	通常 0.01 以下 最大 0.02 以下
シアン化合物 (mg/L)	1 以下	0.3 以下	—
有機磷化合物 (mg/L)	1 以下	0.3 以下	—
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	通常 0.04 以下 最大 0.05 以下
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5 以下	0.1 以下	通常 0.01 以下 最大 0.03 以下
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	0.05 以下	通常 0.01 以下 最大 0.03 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (総水銀) (mg/L)	0.005 以下	—	通常 0.002 以下 最大 0.003 以下
アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	—	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下	—	—
トリクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	—	—
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	—	—
ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下	—	—
四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下	—	—
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下	—	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1 以下	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下	—	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下	—	—
チウラム (mg/L)	0.06 以下	—	—
シマジン (mg/L)	0.03 以下	—	—
チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下	—	—
ベンゼン (mg/L)	0.1 以下	—	—
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	—	通常 0.01 以下 最大 0.03 以下
ほう素及びその化合物 (mg/L)	10 以下	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8 以下	—	通常 1.2 以下 最大 2 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	100 以下	—	—
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5 以下	—	—
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10 以下	—	通常 1 以下 最大 5 以下
pH (水素イオン濃度)	5.8 以上 8.6 以下	—	—
BOD (生物化学酸素要求量) (mg/L)	160 以下	通常 20 以下 最大 30 以下	通常 7 以下 最大 15 以下
COD (化学的酸素要求量) (mg/L)	—	通常 20 以下 最大 30 以下	通常 10 以下 最大 19 以下
SS (浮遊物質) (mg/L)	200 以下	通常 30 以下 最大 40 以下	通常 10 以下 最大 19 以下
n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	5 以下	1 以下	—
n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	30 以下	5 以下	—
フェノール類 (mg/L)	5 以下	0.1 以下	—
銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下	0.5 以下	—
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2 以下	1.5 以下	—

表 2-12(2) 水質に係る法規制基準及び現有施設の公害防止基準

項目		一律基準 (水質汚濁防止法)	上乗せ基準 (兵庫県条例) 排水量 100~400m ³ 想定	自主基準 (第 2 工場と同値)
その他の項目等	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	2 以下	—
	マンガン及びその化合物 (溶解性) (mg/L)	10 以下	2 以下	—
	クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下	0.6 以下	—
	大腸菌群数 (個/cm ²)	日間平均 3,000 以下	日間平均 800 個以下	—
	窒素含有量 (mg/L)	120 以下	—	通常 15 以下 最大 20 以下
	リン含有量 (mg/L)	16 以下	—	通常 0.3 以下 最大 0.5 以下

悪臭防止基準

事業計画地は悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、悪臭に係る公害防止基準は、表 2-13 に示すとおり悪臭防止法に基づく規制基準とする。

表 2-13 悪臭に係る公害防止基準 (敷地境界線)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	0.009
イソパレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

騒音防止基準

事業計画地は、騒音規制法における規制地域に該当していないため、現有施設（第2工場）の公害防止基準と同値とし、表 2-14 に示すとおりとする。

表 2-14 騒音に係る公害防止基準（敷地境界線）

単位：dB

項目	新施設の公害防止基準	現有施設の公害防止基準 （第2工場）
昼間 (8:00~18:00)	60 以下	60 以下
夜間 (18:00~8:00)	60 以下	60 以下

振動防止基準

事業計画地は、振動規制法における規制地域に該当していないため、現有施設（第2工場）の公害防止基準と同値とし、表 2-15 に示すとおりとする。

表 2-15 振動に係る公害防止基準（敷地境界線）

単位：dB

項目	新施設の公害防止基準	現有施設の公害防止基準 （第2工場）
昼間 (8:00~19:00)	60 以下	60 以下
夜間 (19:00~8:00)	60 以下	60 以下

3) 交通計画

(1) 関係車両の走行ルート

現在想定している供用後における廃棄物等を搬入する施設関連車両の走行ルートは、図2-10に示すとおりである。

(2) 関係車両の計画台数

本事業に係る施設関連車両は、平均で通常約380台、休日約200台を計画している。

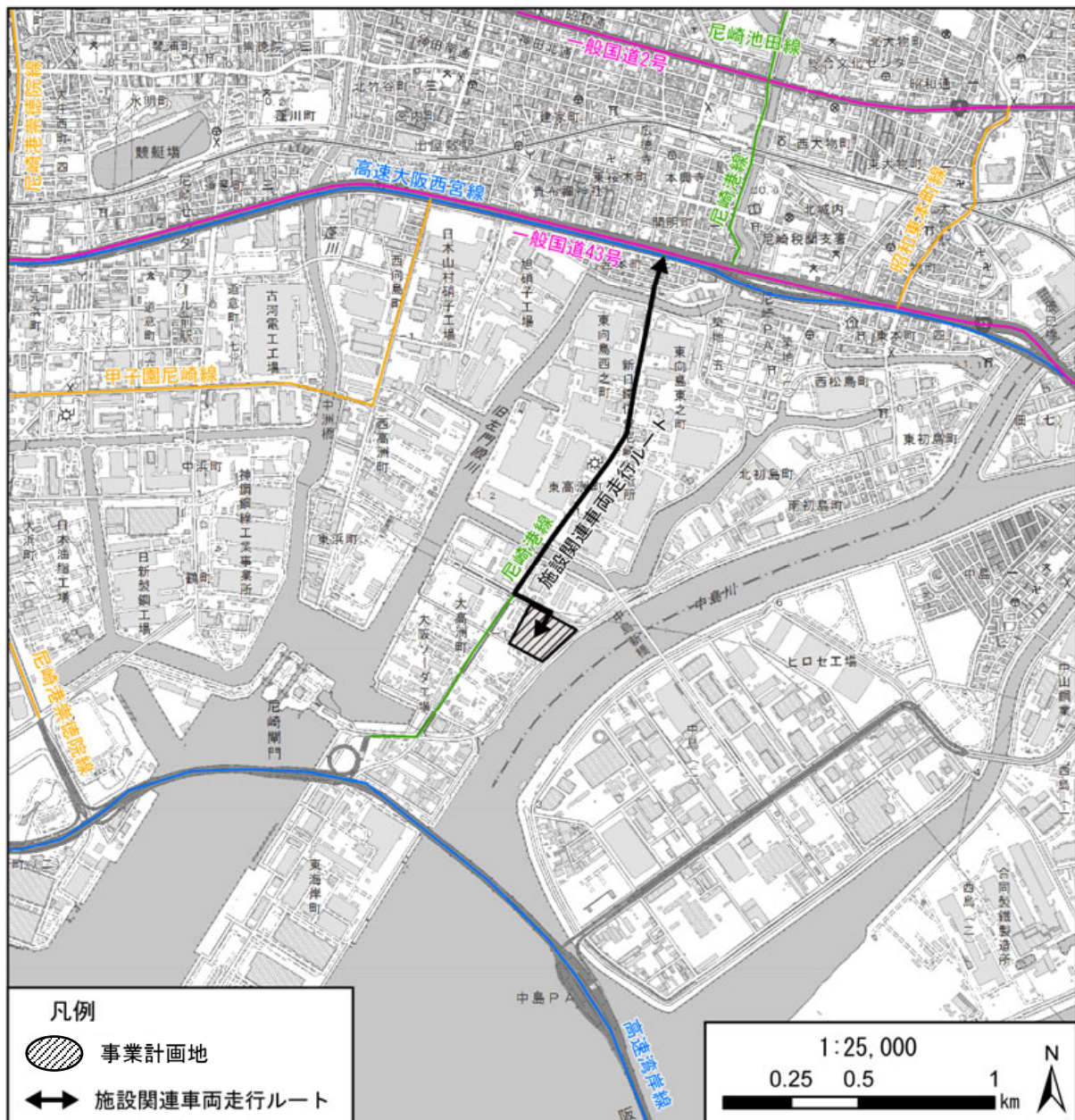


図 2-10 施設関連車両の走行ルート

4) 工事計画

(1) 工事計画の概要

事業計画地内のクリーンセンター第1工場及び大高洲庁舎等の現有施設を解体・撤去後、建築工事として、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設、管理棟の工事を実施する。各施設では、主要な工事として、仮設工事、山留・杭工事、掘削・埋戻し工事、躯体工事、プラント工事、外構工事を実施する。

想定する主要工事工程は表 2-16 に示すとおりであり、令和6年度から令和12年度の7年間を予定している。

表 2-16 想定する主要工事工程

		1年目 (令和6年度)	2年目 (令和7年度)	3年目 (令和8年度)	4年目 (令和9年度)	5年目 (令和10年度)	6年目 (令和11年度)	7年目 (令和12年度)
解体工事	解体・撤去		■	■	■	■	■	■
建築工事(焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設、管理棟)	仮設工事				■	■	■	■
	山留・杭				■	■	■	■
	掘削・埋戻し				■	■	■	■
	躯体工事				■	■	■	■
	プラント工事					■	■	■
	外構工事							■

(2) 主な工事の内容

解体工事

事業計画地内のクリーンセンター第1工場及び大高洲庁舎等の現有施設の解体・撤去を行う。

建築工事

i) 仮設工事

仮囲い（又は防塵ネット）の設置及び工事用電力、工事用水の引込み、仮設事務所等の設置を行う。

ii) 山留・杭工事

建屋及び各種設備機器等を設置するために山留・杭工事を実施し、基礎を築造する。

なお、準不透水層を貫通するような杭工事に際しては、土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。

iii) 掘削・埋戻し工事

ごみピット部等の掘削を実施し、掘削に伴い発生した建設発生土の一部は埋戻土として場内で再利用する。掘削の際は、土壤汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。

掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。また、処理水は定期的に計測し、水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。

iv) 躯体工事

ごみピットの築造のため、鉄筋コンクリート型枠の組み上げ、コンクリート打設を行う。地下躯体の工事完了後、地上部の鉄筋コンクリート工事、鉄骨工事及び煙突の設置工事を行う。

v) プラント工事

焼却炉及び送風機、ボイラ等の機械設備を組み立て設置する。また電気設備等を取り付ける。

vi) 外構工事

新施設周囲の構内道路の整備及び緑地の整備・植栽等を行う。

なお、構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層 50 cmの清浄土による覆土を実施する。

(3) 工事用車両の走行計画

本工事の工事用車両の走行ルートは、図 2-11 に示すとおりである。

本工事の工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期は、焼却施設、リサイクル施設、管理棟の建築工事（仮設工事、山留・杭工事、掘削・土工事、躯体工事）を実施している令和 10 年 4 月頃となり、片道当たり大型車（ダンプトラック等）110 台程度、小型車（通勤車両含む）70 台程度の走行を予定している。

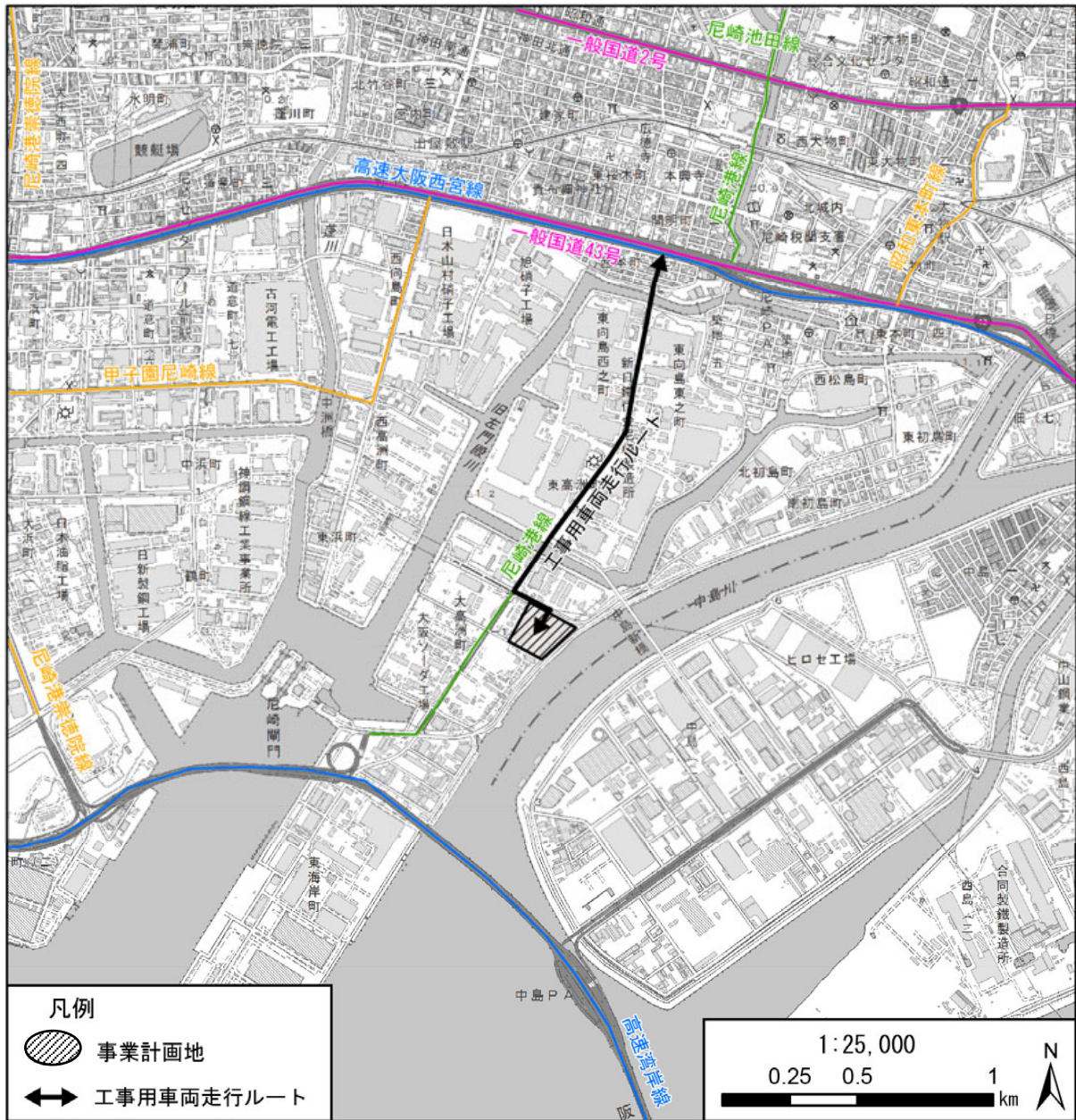


図 2-11 工事用車両の走行ルート

6.4 事業開始予定時期

1) 施設の供用開始時期

令和 13 年度（予定）

2) 整備期間

令和 6 年度～令和 12 年度（予定）

3) 現有施設の供用及び施設整備スケジュール

現時点で想定している現有施設の供用及び施設整備スケジュールは表 2-17 に示すとおりであり、概ね 7 ヶ年で工事は終了する予定である。ただし、今後予定している施設の実施設計や工事の進捗等で、全体工程の見直しを行う可能性がある。

表 2-17 現有施設の供用及び施設整備事業スケジュール

年度			R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
解体・建設工事												
第 1 工場	第 1 機械炉		停止済									
	第 2 機械炉	1 号炉	停止済									
		2 号炉	2000 年 3 月 供用開始	2025 年度ま で供用予定	2026～2030 は 2 炉体制							
第 2 工場	1 号炉	2005 年 3 月 供用開始	2030 年度まで供用予定								2031 年度～ 新たな焼却施設と リサイクル施設の 供用開始	
	2 号炉	2005 年 3 月 供用開始										
第 3 工場			停止済									
資源リサイクルセンター			1995 年 10 月 供用開始	2030 年度まで供用予定								
し尿処理施設	受入施設		1972 年 8 月 供用開始	2030 年度まで 供用予定							2031 年度～ 新たなし尿施設の 供用開始	
	前処理施設		1983 年 3 月 供用開始									
	圧送施設		2010 年 4 月 供用開始									

6.5 その他基本的な諸元

1) 環境保全措置等

施設の計画に際しては、環境保全措置の実施及び規制値の遵守によって、周辺環境への影響を最小限にするよう努めるとともに、環境創造措置の実施によって、良好な環境の創造に努める。

施設の計画時より検討している各環境影響に対する環境保全措置等は以下に示すとおりである。

(1) 工事中

大気質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。
- ・工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガスを適正に保つ。
- ・工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。
- ・自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車を使用し、車両から発生する大気汚染物質の削減に努める。

騒音

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。
- ・工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

振動

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。
- ・工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

水質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、湧水の水質に応じた仮設沈砂池等の排水処理を実施し、水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。
- ・処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。

地下水質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。
- ・準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。
- ・地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。

土壌汚染

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。
- ・地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。
- ・掘削土は、可能な限り埋戻土等で場内利用を行い、仮置きの際は土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。
- ・準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。
- ・敷地境界には防塵ネット又は仮囲いを設置し、敷地外への飛散防止を図る。
- ・構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層 50 cm の清浄土による覆土を実施する。

廃棄物

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・建設作業員等により発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。
- ・現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準及び建設廃棄物処理指針」に基づき適正に処理・処分する。

- ・ 現有施設の解体に伴って発生するダイオキシン類含有物及び廃石綿等は、産業廃棄物処理業者へ委託し、特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の処理基準に従って適正に処理・処分する。
- ・ 地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化し、建設発生土の発生抑制に努める。

資源循環

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 建設作業員等により発生する一般廃棄物は、分別回収するように建設作業員等への指導を実施し、再資源化を促進する。
- ・ 現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的な分別によって、削減(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進及び再資源化率の低い混合廃棄物の発生抑制に努める。
- ・ 建設工事において、可能な限り再資源化された建設資材を利用する。
- ・ 木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化の向上に努める。
- ・ 廃プラスチック類については、リサイクル関連の法令・計画等を踏まえつつ、既存データである再資源化約6割以上の処理業者へ委託を心掛け、廃プラスチック類の再資源化の向上に努める。
- ・ 建設発生土は可能な限り埋戻土として場内で再利用し、搬入土を抑制する。

(2) 施設の存在・供用

大気質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 高効率の排出ガス処理設備の採用及び焼却炉の適切な燃焼管理・監視を行い、排出ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値を遵守するとともに、自主基準値より下の値を目安とした運転管理を行う。
- ・ ごみピット内でごみの混合・攪拌を可能な限り実施し、ごみ質を均質化する。
- ・ 排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開によって一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。
- ・ 施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガスを適正に保つ。
- ・ 施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

騒音

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 低騒音型の設備機器を採用し、必要に応じて排風機・ブロワ等への消音器取付等を検討する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、防音構造の室内に設置する。
- ・ 定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。
- ・ 施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。
- ・ 施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

振動

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じて独立基礎又は防振装置を設置する。
- ・ 定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。
- ・ 施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。
- ・ 施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

悪臭

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・施設稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことで、悪臭の低減を図る。
- ・ごみピット内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏えいを防ぐ。また、リサイクル施設及びし尿処理施設においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏えいを防ぐ。
- ・施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行い、悪臭の低減を図る。

水質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・生活排水及びプラント排水については、高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、排水水質濃度を水質汚濁防止法、兵庫県条例で定められた基準及び現有施設の基準値以下とする。
- ・現有施設で湿式処理としていた排出ガスの処理を乾式処理とすることで排水量を低減し、排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約 800m³/日）の約 1/10 以下（約 60m³/日）として公共用水域への放流量を低減する。
- ・排水量及び水質については、定期測定を実施し、今後法令に基づき届出を行う水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の届出値を上回らないよう管理を続ける。

廃棄物

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみの焼却に伴う廃棄物（飛灰）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。また、焼却灰の一部を灰資源化（エコセメント）し、資源化できなかった焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。
- ・施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。
- ・施設の稼働に伴い発生する汚泥は焼却処理し、減容化する。

資源循環

i) 環境保全措置

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・市民への周知等を行い、ごみの分別回収を推進することで、再資源化を促進する。
- ・施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。

ii) 環境創造措置

周辺環境への良好な環境の創造に努めるために実施する環境創造措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみの焼却に伴う焼却灰は、一部を灰資源化（エコセメント）する。

- ・ごみの破碎・選別に伴って発生する鉄類等は再生利用する。
- ・焼却施設及びリサイクル施設の排水は可能な限り施設内で再利用し、水道使用量を低減する。

地球温暖化

i) 環境保全措置

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみ焼却によって発生する廃熱は、発電の他、場内の給湯等にも利用し、燃料使用量の削減に努める。
- ・照明のLED化及び冷暖房設備等のインバータ化・高効率化を図り、電力の使用量の削減に努める。

ii) 環境創造措置

周辺環境への良好な環境の創造に努めるために実施する環境創造措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみ焼却によって発生する廃熱を利用した発電を実施して、施設の稼働に必要な電力を供給し、エネルギーを回収・循環利用する。余剰分は一般電気事業者へ売電する。
- ・可能な限り敷地内の緑化及び建屋の緑化等（屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネル設置）を行う。

景観

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・敷地内に地域植生への影響を配慮した植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩及びデザインを採用するなど、周辺景観との調和を図る。
- ・建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、都市美アドバイザーの助言を踏まえ、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図る。